

★広報新宿6月5日号は、8ページではなく4ページでの発行となります

★次号6月15日号は、6月14日(日)の朝刊に折り込みます

しんじゅくコール ☎03-3209-9999
土・日曜日、夜間もご案内
受付時間:午前8時~午後10時
FAX 03-3209-9900

聴覚に障害がある方で「ファックス番号のない記事」へのお問い合わせは、しんじゅくコールのファックスをご利用ください。

新型コロナウイルス感染症に便乗した 給付金詐欺にご注意を

【問合せ】▶区危機管理課危機管理係(本庁舎4階)
☎(5273)3532・☎(3209)4069、▶牛込☎(3269)0110、
▶新宿☎(3346)0110、▶戸塚☎(3207)0110、▶四谷
☎(3357)0110の各警察署へ。

実際の給付金詐欺のメール画像

給付金10万配布につき、お客様の
所在確認~No.4766-**333**

平素は格別なご愛顧賜り誠にありがとうございます。

今回国民の皆様へ現金給付が決定した件でご案内がござります。
各携帯電話キャリア会社を通し、国民の皆様へ配布していく事となりました。
詳細確認とお手続きは下記URLへアクセスください。

▼コチラへアクセス▼
618:「618-0110.com」

現金給付は国民1人につき10万円。
適正な手続きを行わせていただきます。
お渡し方法は銀行振込もしくは、係りの者がマスクをつけて向かう場合もござります。

有効期限:4月30日(木)23時59分迄。
上記期限を過ぎますと一旦打ち切りとなり、
次回の受け取りになりますのでご注意ください。

重要!
絶対にアクセスしてはいけません!

! 給付金に関するメールは詐欺です

メールに記載されたURL(右図参照)には要注意
URLをクリックすると、個人情報が盗まれる危険があります。

! 給付金詐欺の主な手口

◆犯人は区や警察の職員等を装います

◆手口はさまざまです



給付金が出るので、書類を持って
お伺いしました



給付金の手続きが完了していないので、キャッシュカードや通帳を確認させてほしい

給付金に関して、区や警察等の官公庁の職員が

- ▶戸別訪問をすることは絶対にありません。
- ▶電話やメールで個人情報を聞き出すことはありません。
- ▶ATMの操作を指示することはありません。

少しでもおかしいと感じたら、区内4警察署、区危機管理課へご相談ください。

マスクが手放せない今夏は 熱中症対策の徹底を!

【問合せ】健康政策課健康企画係(第2分庁舎分館1階) ☎(5273)3024・
FAX(5273)3930へ。

今年も新型コロナウイルス感染症対策のためのマスク着用や外出自粛で、例年以上に熱中症になるリスクが高まっています。正しい知識で予防しながら、この夏を元気に過ごしましょう。

■ 予防のポイント

▶上手にエアコンを使い、こまめに換気



▶人混みを避けた散歩や無理のない室内運動



▶例年以上に意識して、こまめに水分・塩分を補給



▶バランスの良い食事



マスクで体内に熱がこもりやすく、喉の渇きに気付にくいので、「水分取ってる?」など家族やご近所で声を掛け合しましょう。



■ 症状と対処

※下記症状が出たら、熱中症を疑い、対処しましょう

症状	対処
<ul style="list-style-type: none"> ▶めまい、立ちくらみ ▶軽い頭痛・吐き気 ▶多量の発汗 	<ul style="list-style-type: none"> ▶風通しの良い日陰や冷房の効いた室内などに移動する ▶衣服をゆるめ、体を楽にする ▶水分・塩分を補給する ▶冷やしたタオルなどで脇の下や足のつけ根を冷やす
<ul style="list-style-type: none"> ▶頭痛・吐き気・おう吐 ▶強い虚脱感・疲労感 	<ul style="list-style-type: none"> ▶体が熱い ▶反応が鈍い <p>すぐに医療機関へ ※意識がない場合は、すぐに救急車を呼びましょう</p>

高齢者の皆さんへ

温度計付シート等をお送りしています

75歳以上の一人暮らしの方と75歳以上のみの世帯の方に熱中症予防のためのパンフレット(左下図)と温度計付シート(右下図)を5月下旬から順次、郵送しています。パンフレットは、特別出張所・高齢者総合相談センター等でも配布しています。



【問合せ】高齢者支援課高齢者相談第二係(本庁舎2階) ☎(5273)4594・
FAX(5272)0352へ。

暑さの厳しいときは

「まちなか避暑地」をご利用ください

9月30日(水)まで

- ▶ささえー 薬王寺・シニア活動館・地域交流館・午前9時~午後6時
- ▶清風園・午前9時30分~午後6時(通常は午後5時までの利用時間を1時間延長、毎月第3火曜日は休園)

※コロナ警戒期間中は、「まちなか避暑地」以外の施設利用(お風呂を含む個人利用・団体利用・事業)は引き続き中止します。

【問合せ】地域包括ケア推進課高齢いきがい係(本庁舎2階) ☎(5273)4567・☎(6205)5083へ。

6月は「コロナ警戒期間」です 現在、区主催等イベントの中止・延期、区施設等の休館等の対応を行っています
最新の情報は、新宿区ホームページまたは各主催者・各施設に直接、ご確認ください。

★本紙は新聞折り込みでお届けしています。主な区立施設・駅・スーパー・新聞販売店などにも置いています。新聞を購読していない方には配達します。